

申立書類等チェックリスト

申立書を提出する前に、必要書類がそろっているかどうか、□のチェックボックスを利用して御確認ください。

1 申立書類

- 未成年後見人選任申立書
- 申立事情説明書
- 親族関係図
- 未成年後見人候補者事情説明書（候補者の方がいない場合には提出不要です。）
- 財産目録
- 相続財産目録（未成年者を相続人とする相続財産がない場合には提出不要です。）
- 収支予定表
- 親族の意見書（「未成年後見人選任申立ての手引」4頁をご参照ください。）

※ 上記各書類の作成に当たり、A4サイズの別紙（例：未成年後見人選任申立書の「申立ての理由」欄記載の★部分等）をご自分で準備する場合には、用紙を縦向きにし、かつ、左側に3センチメートル程度の余白を設けてください。

未成年者が複数の場合、2人目以降の未成年者ごとに次の書類を準備してください。

- 未成年後見人選任申立書の継続用紙
- 申立事情説明書
- 財産目録
- 収支予定表
- 親族の意見書

2 添付書類

※ 共通する書類は1通で足りません。

※ 審理のために必要な場合は、追加書類の提出をお願いすることがあります。

※ 通帳、領収証等のコピーの仕方については、「未成年後見人選任申立ての手引」3頁をご参照ください。

※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようにご注意ください。

- 未成年者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
- 未成年者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）
- 未成年後見人候補者の戸籍謄本（全部事項証明書）（発行から3か月以内のもの）
（未成年後見人候補者が法人の場合には、当該法人の商業登記簿謄本（登記事項証明書））
- 未成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票（発行から3か月以内のもの）

- 未成年者の財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
 - ・負債がわかる書類：ローン契約書写しなど
- 未成年者が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料
 - ・預貯金及び有価証券の残高がわかる書類：預貯金通帳写し、残高証明書など
 - ・不動産関係書類：不動産登記事項証明書（未登記の場合は固定資産評価証明書）など
- 未成年者の収支に関する資料
 - ・収入に関する資料の写し：年金決定通知書、給与明細書、奨学金受領書、家賃、地代等の領収書など
 - ・支出に関する資料の写し：授業料がわかる領収書、納税証明書、国民健康保険料の決定通知書など
- 親権を行う者がいないことを証する資料（親権者が死亡した旨の記載がある戸籍謄本（全部事項証明書）等）
- 申立人が利害関係を有することを証する資料（利害関係者からの申立ての場合に提出してください。）
- 未成年後見人候補者が未成年者との間で金銭の貸借等を行っている場合には、その関係書類（未成年後見人候補者事情説明書4項に関する資料）
 - ・金銭貸借に関する資料の写し：借用書など
 - ・担保提供に関する資料の写し：担保権を設定した契約書など
 - ・保証に関する資料の写し：保証に関する記載のある契約書など
 - ・立替払に関する資料の写し：立替払を示す領収書、出納帳など

3 収入印紙及び連絡用の郵便切手

※ 申立人に用意していただくことになります。

なお、申立人が希望した場合には、申立手数料、送達・送付費用の全部又は一部について、未成年者の負担とすることが認められる場合があります。

- 収入印紙（申立手数料）

未成年者1人につき、800円分

- 連絡用の郵便切手 合計2300円分

500円切手2枚、110円切手10枚、50円切手2枚、10円切手10枚

※審理の進行によって、追加をお願いすることがあります。

※山口県外へ申立てをされる場合は、申立先の家庭裁判所に電話等で確認してください。